

4. 補足説明

○「独立性判断基準」について
 当社は、「独立役員指定規程」を定めており、以下の事項の全てに該当しない社外役員の全員について、本人の同意を得たうえで、独立役員に指定するものとしております。

A. 現在および過去において当社を主要な取引先とする者またはその業務執行者。
 ※「業務執行者」とは、会社法施行規則第2条第3項第6号に規定する業務執行者をいい、業務執行取締役のみならず使用人を含む。

B. 現在および過去における当社の主要な取引先またはその業務執行者。
 ※「主要な取引先」に該当するか否かについては、会社法施行規則第2条第3項第19号ロに掲げる「当社の主要な取引先である者（法人以外の団体を含む。）」に準じて当社が判断するもので、当社では商取引については連結売上高・仕入高の2%を目処、金融機関取引については借入残高が連結純資産の30%を目処とする。

C（1）. 現在または就任の前5年以内に、当社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタントや士業、会計監査人、顧問税理士または顧問弁護士。当該財産を得ている者が法人・組合等の団体に所属する場合は、同じ団体に所属する者のうち就任の前5年以内に業務上当社を直接担当した者を含む。
 C（2）. 現在または就任の前5年以内に、当社から多額の金銭その他の財産を得ていたコンサルティング会社、会計監査法人、税理士法人または弁護士法人等の団体に所属する者。ただし、過去については就任の前5年以内に業務上当社を直接担当した者に限る。

※「多額の金銭その他の財産」に該当するか否かについては、会社法施行規則第74条第4項第6号ニまたは同第76条第4項第6号ニの「多額の金銭その他の財産（これらの者の取締役、会計参与、監査役、執行役その他これらに類する者としての報酬等を除く。）」に準じて当社が判断するもので、当社では、支給された財産（複数年にわたる場合は直近1年間）が社外取締役基本報酬額を上回る場合を「多額の金銭その他の財産」に該当するものとする。

D. 現在および過去において、当社、当社の親会社、子会社および兄弟会社の業務執行者、業務執行者でない取締役または監査役（社外監査役を独立役員として指定する場合に限る）に該当する/していた者。
 ※「親会社」とは、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）第8条第3項に規定する親会社をいう。
 ※「兄弟会社」とは、当該会社と同一の親会社を有する他の会社をいう。

E. 現在および過去において、当社の主要株主である/あった者。なお、当該主要株主が法人・組合等の団体である場合には、現在および過去において当該団体の業務執行者、業務執行者でない取締役または監査役（社外監査役を独立役員として指定する場合に限る）に該当する/していた者を含む。
 ※「主要株主」とは金融商品取引法第163条第1項で規定される「自己又は他人（仮設人を含む）の名義をもって発行済株式の総数の100分の10以上の株式（株式の所有の態様その他の事情を勘案して内閣府令で定めるものを除く）を有している株主」のこと。

F. 次の①②のいずれかに掲げる者の近親者
 ①本条のAからEまでに掲げる者
 ②当社、当社の親会社、子会社および兄弟会社の会計参与（当該会計参与が法人である場合には、その職務を行うべき社員を含む。）（社外監査役を独立役員として指定する場合に限る）
 ※「近親者」とは二親等内の親族をいう。なお、離婚、離縁などによって親族関係が解消されている場合は、本基準における近親者には該当しない。

※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。

※2 役員の属性についてのチェック項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）
- c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d. 上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）
- e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- j. 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

以上のa~lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。

※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。

※4 a~lのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。

※5 独立役員の選任理由を記載してください。